

令和6年度第2回就学支援金の申請と 授業料無償化に伴う今後のお手続きについて

日頃から本校の教育活動にご理解・ご協力を賜りまして、ありがとうございます。

「第2回就学支援金（7月～翌6月）」と、授業料無償化に伴う今後のお手続きについて、必要書類等をお子様経由で配布しておりますので、ご確認ください。

① 前回（令和5年度申請）で就学支援金が「認定」だった

→7月～翌6月について自動判定となります

（1）7月～翌6月が「認定」となった…今後の手続きは不要です

（2）7月～翌6月が「不認定」となった…7月～3月までの授業料の減免申請手続きが必要です

② 前回（令和5年度申請）で就学支援金が「不認定」だった

→オンライン電子システムにてID登録をして、第2回就学支援金（7月～翌6月分）のオンライン申請手続きが必要です

③ 前回「不申請」で4月に第1回就学支援金（4月～6月）の申請をした

（1）「認定」となった場合→上記①と同様

（2）「不認定」となった場合→第2回就学支援金（7月～翌6月）のオンライン申請手続きが必要です

※ 7月5日（金）現在、第1回就学支援金の判定結果が出ていない方には、結果がわかり次第、手続き方法等について改めてご案内いたします

東京都立大泉高等学校
経営企画室（担当：有働）
TEL：03-3924-0318